

第 1 監査の範囲

I 監査の期間

監査（前期） 平成30年10月1日から10月5日まで（5日間）

監査（後期） 平成31年1月15日から1月24日まで（実質7日間）

II 監査対象部局等

監査対象については、監査（前期）は施設関係を中心に、監査（後期）においては、各部、各行政委員会等について実施した。

監査（前期）の対象機関は20機関で、書面監査及び実地監査を実施した。

監査（後期）の対象部局は、各部、各行政委員会等の23課・室・事務局等について実施した。

○ 監査（前期）

実施区分	所管課	対 象 機 関 （ 施 設 ） 名
書面監査 及び 実地監査	市 民 課	十和田支所、市民サービス窓口
	市 民 共 動 課	錦木地区市民センター、大湯地区市民センター、湯瀬体育館
	長 寿 支 援 課	高齢者センター、大湯温泉保養センター
	農 林 課	農業総合支援センター、下川原地域活動センター
	産 業 活 力 課	湯の駅おおゆ
	都 市 整 備 課	桜山地区公園
	上 下 水 道 課	末広污水处理センター
	総 務 学 事 課	花輪小学校、十和田小学校、八幡平小学校 尾去沢中学校、八幡平中学校
	生 涯 学 習 課	歴史民俗資料館、大湯ストーンサークル館
	ス ポ ー ツ 振 興 課	アメニティパーク

○ 監査（後期）

実施区分	対 象 部 局 名
書面監査	総務課、政策企画課、財政課、契約検査室、市民課、市民共動課、税務課、福祉課、長寿支援課、いきいき健康課、農林課、産業活力課、都市整備課、上下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会（総務学事課、生涯学習課、スポーツ振興課）、消防本部

Ⅲ 監査の観点

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第４項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理が、法第２条第１４項（事務処理の能率性）及び同条第１５項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に従ってなされているかどうかを主眼に、次の事項を重点に実施した。

- １ 指摘事項に対する措置状況について
- ２ 職員の配置及び服務状況について
- ３ 事務・事業の執行状況について
- ４ 予算の執行状況について
- ５ 主なる工事の執行状況について
- ６ 主なる備品の取得・処分の状況について
- ７ 施設の経営・運営及び維持管理について
- ８ 財産の維持管理状況について
- ９ 施設の管理委託業務状況について

なお、調査時点は、監査（前期）は、職員の配置状況が平成３０年９月１日現在、施設の利用状況及び事業の執行状況等は原則として平成３０年４月１日から平成３０年８月３１日までとし、監査（後期）においては、職員の配置状況が平成３１年１月１日現在、職員の服務状況は平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日まで、予算執行及び事業の執行状況等は平成３０年４月１日から平成３０年１２月３１日までとした。

第２ 監査の方法

監査期日を定め、監査対象の各部、各行政委員会等から、あらかじめ提出を求めた資料に基づいて説明を受け、質問その他の手法により書面監査を行った。

なお、監査（前期）においては、書面監査を先に実施し、その後に実地監査を行った。

第3 監査の結果

本年度は、第6次鹿角市総合計画後期基本計画の3年目として、経営戦略の視点で8つの重点プロジェクトをはじめとする鹿角を元気にする施策、事業が計画され、各事務事業はおおむね計画通り実施されていた。また、財務に関する事務の執行についても、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

定期監査及び財政援助団体等監査における主な所見について、以下に述べる。なお、事務処理上の軽微な誤りや個別事項については、監査の過程において関係課に対し改善、検討を指導、要望したので、記述は省略した。

○ 定期監査共通事項

1 公金の収納事務について

市税及び税外収入金の収納事務については、きめ細かな収納対策に努めており、収納率の向上が見られるが、依然として未納者が多い状況となっている。

今後も、市税等収納対策委員会の各部会において技術や情報を共有しながら、なお一層の収納率の向上と未収債権の縮減、市の財源確保並びに公平性を確保するよう努めていきたい。

2 服務状況について

職員の服務状況調べでは、時間外勤務が特定の職員に集中している課が見受けられた。時間外勤務が多くなる理由の主なものは、事務担当者の人事異動、業務の繁忙期、災害復旧対応などであり、通年のものではないが、職員が心身ともに健康であるために、特定の職員に負担がかかることのないよう、事務分担等に配慮をお願いしたい。

3 施設の管理について

教育施設や市民センター等の維持管理については、緊急を要するものや軽微な修繕は随時対応されているが、衛生面や利便性の向上、防災対策の強化が望まれる施設も見受けられたため、計画的に施設の統廃合や長寿命化を進めていくなかで、良好な教育環境や利用者の安全に配慮しながら、適切な時期に改修等を実施していただきたい。

注1 各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。

注2 「-」は、該当数字のないものである。